

生後6ヶ月以上4歳以下の者に対する新型コロナウイルスワクチン接種 について

令和4年9月2日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、生後6ヶ月以上4歳以下の者（以下「乳幼児」という。）に対する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について議論され、今後の感染状況、諸外国の対応状況及び乳幼児に対するワクチンの有効性・安全性を整理した上で、引き続き議論することとされた。

今後、乳幼児に対するワクチン接種が予防接種法に位置づけられた場合に備え「生後6ヶ月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和4年9月2日付け、厚生労働省事務連絡）に基づき、接種体制確保に向けた準備を進める。

1 基本的な考え方

乳幼児を対象とし、乳幼児に対する有効性・安全性が確認された新型コロナウイルスワクチンを使い、複数回接種を行うことを前提に、実施体制及び接種実施医療機関等を確保する。

2 接種開始時期

未定

3 接種対象者数

約11,000人

4 ワクチンの種類

令和4年10月5日に特例承認を受けた乳幼児用のファイザー社ワクチンを使用することを前提とする。

5 接種間隔（予定）

1回目と2回目の間は3週間の間隔で、3回目は2回目の接種から少なくとも8週間経過した後に接種する。